

令和6年1月9日
学校健康推進課

令和5年度学校保健関係各種表彰について（報告）

1 文部科学大臣表彰（学校保健及び学校安全表彰）受賞者

文部科学大臣表彰（学校保健及び学校安全表彰）推薦要項の規定に基づき、学校保健の推進に熱意を示し、模範として奨励する具体的な活動実績があり、また特に最近数年間に特筆すべき活動があり、学校内の日常活動が優れている個人として、世田谷区教育委員会が推薦したのち、東京都教育委員会より推薦され、1名の表彰が決定した。

表彰式：令和5年10月26日（木）神戸文化ホール（兵庫県神戸市）にて実施

氏名（敬称略）	職名	所属校
福下 公子	学校眼科医	芦花小学校、芦花中学校

2 東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）

東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）推薦要項の規定に基づき、学校保健の推進に熱意を示し、模範として推奨に値する具体的な活動があり、学校内の日常活動が優れている個人として、世田谷区教育委員会が推薦した1名の表彰が決定した。

表彰式：令和5年10月2日（月） 会場：都庁第一本庁舎 大会議場にて実施

氏名（敬称略）	職名	所属校
神田 隆直	学校歯科医	喜多見中学校

3 東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）

東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）等取扱要綱の規定に基づき、学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績がある個人として、世田谷区教育委員会が推薦した3名の表彰が決定した。

表彰式：令和6年1月19日（金） 会場：都庁第一本庁舎 大会議場にて実施

氏名（敬称略）	職名	所属校
山田 勝士	学校耳鼻科医	三宿小学校、太子堂小学校 太子堂中学校
河瀬 勝	学校歯科医	北沢中学校
仙波 美規子	学校薬剤師	元経堂小学校・元桜丘小学校

4 世田谷区学校保健功労者表彰

世田谷区学校保健会表彰要綱の規定に基づき、学校保健に特に優れた功績があった個人として、12名が表彰された。

表彰式：令和5年10月19日（木）三軒茶屋キャロットタワー 会場にて実施

氏名（敬称略）	職名	所属校
鱒坂 涼	学校耳鼻科医	三宿中学校、三宿中学校（夜間） 代沢小学校
西城 隆一郎	学校耳鼻科医	烏山小学校 喜多見小学校
清水 千鶴	学校内科医	駒沢小学校
園田 哲史	学校耳鼻科医	池尻小学校
丸山 達志	学校内科医	奥沢中学校
谷 康寛	学校耳鼻科医	奥沢小学校、尾山台小学校、 東玉川小学校 奥沢中学校、八幡中学校
金子 尚登	園歯科医	八幡山幼稚園
伊藤 司	学校歯科医	駒沢小学校
吉田 慶造	学校歯科医	山崎小学校
米山 ゆき子	学校歯科医	奥沢小学校
橋爪 美佳	学校薬剤師	弦巻小学校 三軒茶屋小学校
高橋 明子	養護教諭	玉川中学校

1 文部科学大臣表彰（学校保健及び学校安全表彰）

（1）個人

- ① 学校保健の推進に熱意を示し、模範として推奨に値する具体的な活動があること。特に最近数年間に特筆すべき活動があり、学校内の日常活動が優れていること。
- ② 現に東京都の公立学校に勤務し、20年以上の勤務年数を有すること。（推薦指定日現在、退職1年以内の者を含む。）
- ③ 表彰日現在、60歳以上であること。
- ④ 表彰日現在、東京都功労者表彰被受賞後3年以上経過していること。
- ⑤ 欠格条項
 - ア 過去に同一の表彰又は叙勲・褒章（紺綬を除く。）を受けた者
 - イ 刑事事件（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられてその消滅に至らない者
 - ウ 表彰されることが、都民及び所属校教職員の感情にそぐわない者

2 東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）

（1）個人

- ① 学校保健の推進に熱意を示し、模範として推奨に値する具体的な活動があり、学校内の日常活動が優れていること。また、相当の出校日数があること。
- ② 現に東京都の公立学校に勤務し、20年以上の勤務年数を有すること（表彰日現在、退職1年以内の者を含む。）。
- ③ 推薦指定日現在、50歳以上であること。ただし、功績が特に顕著な場合には、50歳未満の者を推薦できるものとする。
- ④ 東京都教育委員会表彰被表彰後5年以上経過していること。
- ⑤ 欠格条項
 - ア 過去に同一の表彰又は叙勲・褒章（紺綬を除く。）を受けた者
 - イ 過去に同一の功労により、文部科学大臣表彰を受けた者
 - ウ 刑事事件（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられてその消滅に至らない者
 - エ 表彰されることが、都民及び所属校教職員の感情にそぐわない者
- ⑥ 次のような活動を行い、顕著な功績又は模範として推奨に値する業績若しくは徳行があること。
 - ア 公益性の高い活動
 - イ 先駆的な活動
 - ウ 困難な状況下で卓越した努力によってなされた活動
 - エ 多年にわたり行われてきた活動

3 東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）

（1）学校保健・学校安全分野（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）

- ① 勤務年数15年以上の者
- ② 東京都の公立学校に勤務する者又は退職後1年以内の者
- ③ 相当の出校日数があり、学校内の日常活動が優れていること。
- ④ 要保護及び準要保護児童生徒の学校病医療券の活用、奨励について、受託医療機関として積極的に協力していること。
- ⑤ 人格見識ともに優れ、他から尊敬を受けている者
- ⑥ 学校保健・学校安全の推進に熱意を示し、顕著な功績又は模範として推奨に値する具体的な活動実績があった者
- ⑦ 欠格事項
 - ア 過去に同一の功労により国又は東京都の表彰を受けた者
 - イ 過去に叙勲・褒章（紺綬を除く。）を受けた者
 - ウ 法令等に違反し、社会的不道徳のある場合等、表彰されることが都民の感情にそぐわない者

4 世田谷区学校保健功労者表彰

（1）個人（学校医等）

- ① 学校保健の推進に功労があり、かつ、その成果が全区的な指導力となりうるものであること
- ② 人格、識見ともに優れ、他から尊敬を受けている者
- ③ 学校保健の推進に熱意を示している者
- ④ 顕著な功績のあった者
- ⑤ 学校医等の場合、相当の出校日数がある者
- ⑥ 学校内の日常活動が優れている者